



令和6年度 林業・木材産業  
国際競争力強化総合対策のうち

**日本産木材製品プロモーション活動支援事業  
輸出相手国の市場実態等調査報告書  
(中国・概要版)**

**林野庁**

(調査委託機関：有限責任監査法人トーマツ)  
2026年3月

# 本報告は、日本産木材製品のうち特に2×4工法構造材の輸出を促進するため、中国を対象とした需要調査及び規格・規制調査を行い、その結果を取りまとめたものです

## 事業の目的

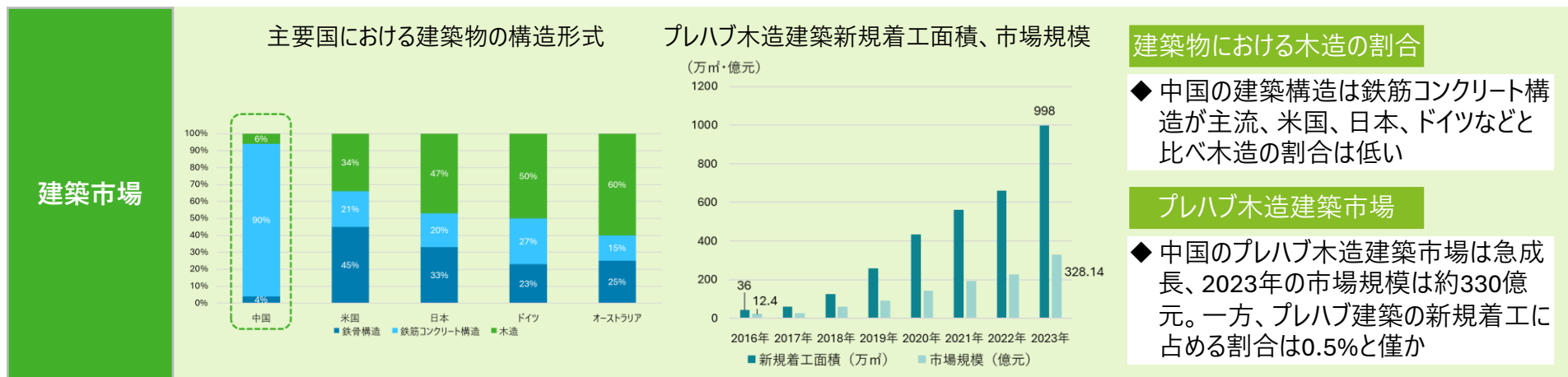
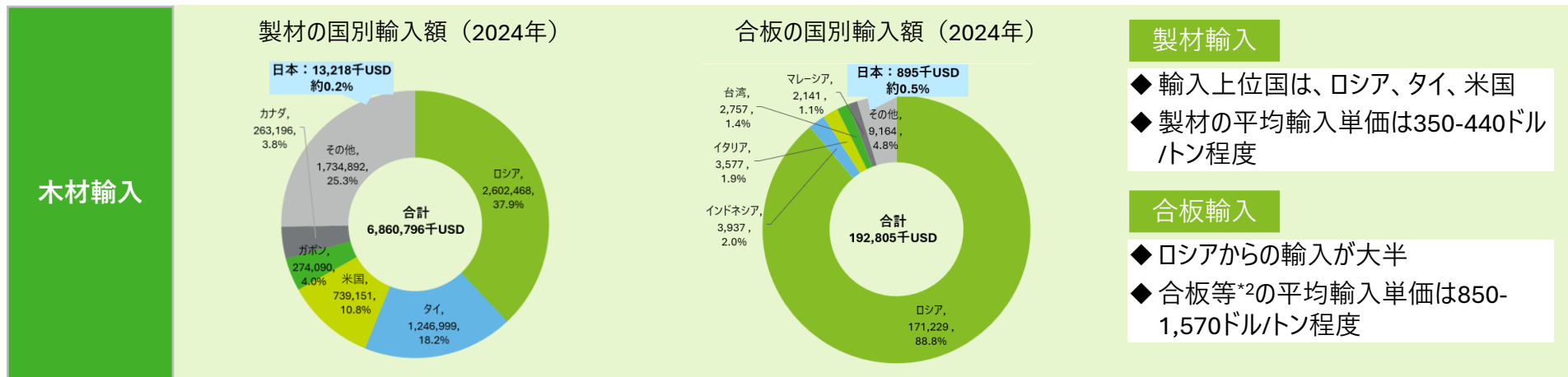
- 2030年に5兆円を目指す農林水産物・食品輸出額目標の達成のためには、海外市場へ展開する製品のターゲットとする国・地域の市場実態等を的確に捉え、効果的な方法で販路開拓の取組を進めていくことが重要です。
- 本事業は、2×4工法構造材の有望な輸出先と考えられる国・地域にターゲットを絞り、ターゲット国・地域における2×4工法構造材の市場実態等について、専門的な調査・分析を行い、日本産樹種の2×4工法構造材としての輸出促進に資することを目的としています。

## 事業の概要

- 本事業では、米国、中国、韓国、台湾、ベトナムにおける、2×4工法構造材の市場実態、消費者特性、流通・販売に係る規制、商慣習等について調査・分析を行い、国・地域ごとに体系的に取りまとめました。
- 日本産木材製品の輸出に係る調査としては、下記の2つの観点から調査を実施しました。
  - I.【需要調査・分析】
    - ・ 市場実態
    - ・ 競合製品の市場動向、その他
  - II.【流通・販売に係る規制、商慣習等の調査・分析】
    - ・ 規格や品質基準、規制等の運用状況
    - ・ 流通・販売に係る規制、商慣習
    - ・ 日本産木材製品が各国における規格・基準を満たすために必要となる手続きの調査・整理
    - ・ 日本産木材製品（スギ、ヒノキ等）を各国に輸出するに当たっての必要事項の整理

# 中国は、大量の木材消費国ですが、建築、製紙、家具等の業界で木材消費量が多い\*1とされ、木造建築物の構造材としての消費量は限定的であることに留意が必要です

## 需要調査（統計）（概要）



\*1：JETRO「中国輸出支援プラットフォーム『中国への農林水産物・食品の輸出に関するカントリーレポート 品目別：木材（2023年12月）』」

\*2：合板等の平均輸入単価はHSコード4桁で算出（6桁データは取得不可）しているため、合板の他、LVL、ブロックボード、その他積層木材を含む

# 中国の住宅市場は巨大である一方、木造建築物の比率は低いため、市場規模は限定的で、日本産木材製品の輸出拡大のためには木造建築物の普及・促進も併せて必要です

## 需要調査（市場実態）（概要）

中国における住宅市場と木造住宅の位置づけ	中国の住宅市場	◆ 中国における住宅は、特に都市部においては多くがマンションとなっている。地方農村部では戸建て住宅も立てられるが、ほとんどがコンクリート造等で木造住宅は極めて少ない
	木造建築物市場	◆ 現在の中国市場においては、木造建築物は以下3種類に類型化される ①高級別荘（住宅）、②リゾートログハウス（非住宅）、③公共建築物（非住宅） ◆ 木造建築物の施主は、現状は一部の富裕層と、企業・行政に限定される
木材流通実態	流通樹種	◆ 木造住宅に使われる樹種はショウジマツ*（中国・ロシア産）、スプルース（米国・カナダ材）等
	製材流通価格	◆ 中国、ロシア産のマツ材は、25,000～29,000円/m <sup>3</sup> 程度で流通、米国のダグラスファー（ベイマツ）、スプルースは40,000円/m <sup>3</sup> 前後程度で流通している
	顧客ニーズ	◆ 木造建築物の樹種選定は建築事業者が担っている。樹種の選定は、価格・性能面の評価が重視されるため、日本からの製材品輸出で競合製品との競争優位性を見出すことは難しい
木材取引の商慣習 規格規制の実態	GB規格の遵守状況	◆ 木造建築物では、国家標準であるGB規格の遵守が求められる ◆ 業界全体では、行政プロジェクトや大手案件ではGB規格が遵守される一方、中小企業ではGB規格からの逸脱もあり、全体として木造建築物の施工不良・欠陥などが多発してしまった過去があり、木造建築物の評価は一概に高いとは言えない
	民間需要	◆ 構造用木材の樹種については、ダグラスファー（ベイマツ）やヘムロックなど、一度使用して良好な実績があった樹種はその後好んで使われる傾向にある一方、日本産スギ・ヒノキ等は実績や裏付けデータが不足しているために使用されにくい現状にある ◆ 中国南部地域の多湿地域では、防腐処理木材の需要も存在する
	行政プロジェクト	◆ 公共の木造建築物需要の主要顧客であるが、行政プロジェクトでは支払い遅延が多発し、中国全体で前払い資金の慣行がある点には注意が必要

\* ショウジマツとヨーロッパアカマツは学名同一

# 中国では木造建築物に用いる木材製品はGB規格（強制規格）に適合する必要がある、認証未取得材は利用不可、JAS規格がGB規格に適合するかについては確認が必要です

## 規格・規制調査（日本産木材の輸出に必要となる規格）（概要）

輸出製品	用途	木材製品の規格	中国の規格との適合
ツーバイフォー構造用製材 （日本産木材）	木造住宅または 木造建築物 （構造用）	JAS認証材	△ 規制当局で、JAS認証材がGB規格に適合するかの判断が必要
ツーバイフォー構造用面材 （日本産木材）		JAS認証等の認証未取得の木材	× 木造住宅や木造建築物での利用不可（GB規格不適合）
		EUのEN規格、米国ASTM規格、ISO規格の認証材	○ GB規格に適合すると考えられる（規制当局が適合性を判断）

### 木造建築物におけるGB規格の遵守

- ◆ 中国における木造建築物の建設では、国家標準であるGB規格の遵守が求められる
- ◆ GB規格において、材料としての木材製品については「建築用輸入木材製品については、中国に国家規格がない場合、関連する国際規格やその他の関連規格を参照することができる」とされている

### JAS認証材のGB規格への適合

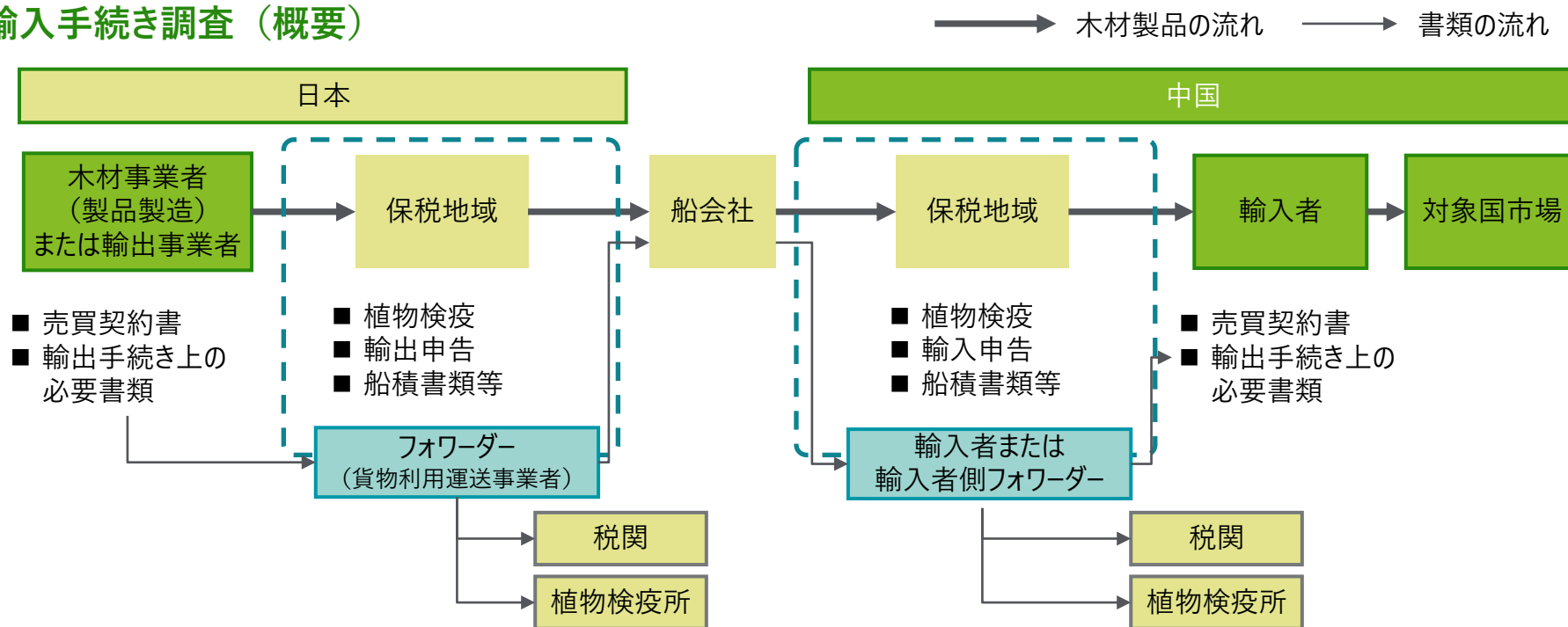
- ◆ 上記のGB規格では、EUのEN規格や米国ASTM規格が例示されているが、JAS規格は記載されていないため、JAS認証材がGB規格に適合するかは、当局の判断になると考えられる
- ◆ ヒアリング事業者意見では「JAS認証材であれば、GB規格適合リスクは低い」という評価が多く聞かれたが、実際には規制当局の判断となるため、JAS認証材ならばGB規格に適合する、とは一概に言及できない

### 認証マーク及び技術文書の添付

- ◆ 木造建築物に用いられる輸入木材について、GB規格では「承認された認証マークが必要であり、関連する技術文書が添付されていなければならない。」とされている

# 中国への輸出においては、植物検疫証明書の添付が求められ、マツ材については追加的な処理・書類提出を行うとともに、指定港のみから中国へ輸出が可能となります

## 木材輸入手続き調査（概要）



### 輸出事業者が提出する輸出手続き上の必要書類

- ① 輸出申告書類等
- ② 処理証明書
- ③ 植物検疫証明書（「樹皮がないこと」を備考欄に記載）ただしマツ材の場合は特殊検疫品目として追加処理及び書類を提出、かつ指定港のみへの輸出

### 輸入事業者が提出する輸入手続き上の必要書類

- ① 契約書（売買契約書）
- ② インボイス
- ③ パッキングリスト
- ④ B/L（船荷証券）
- ⑤ 通関委任状
- ⑥ 信用状
- ⑦ 輸出入許可証
- ⑧ その他書類

#### 木造建築物に用いる場合

◆ 木造建築物に用いられる構造用製材、構造用面材の場合は、「認証マーク」及び「技術文書の添付」が必要

# 中国では、日本産ツーバイフォー材を製材品のみで販売することは価格競争等の高いハードルがあるため、木造住宅そのものへの遡及や新製品の開拓が必要になると考えられます

## 調査結果（概要）

用途種別 (大) *		用途種別 (中)		用途種別 (小)	市場実態	製品価格帯
住宅・建設	構造材	住宅	木造軸組	柱・梁桁・土台等	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国における木造建築物市場は小さい上、近年の建設不況によりますます市場が縮小傾向</li> <li>富裕層は木造住宅の希少性と自然志向から、木造住宅の取得に意欲があるほか、リゾートハウス等の需要が一定存在</li> <li>一方で、木材製品は、北米材やロシア材等の安価な製品が市場に流通しており、価格競争力が求められる</li> <li>木材製品単体のみの販売では、他国の安価な木材製品との価格競争が必須</li> <li>富裕層・リゾートハウス等の購入層をターゲットに、高品質な住宅そのものを訴求していくなどの総合的な戦略が必要になると考えられる</li> </ul>	製材 25,000～ 40,000円/m <sup>3</sup>  現地流通価格 (報告書P62、 97参照)
			面材	ツーバイフォー材		
		ツーバイフォー住宅	面材			
		非住宅	低層木造施設等	ツーバイフォー材・面材		
	中高層木造建築物		CLT材等/面材			
	非構造	内装	床材	床材		
			壁・天井材等	壁・天井材等		
		外構 エクステリア	デッキ・フェンス	デッキ・フェンス		
			外壁・屋根・サイディング等	外壁・屋根・サイディング等		
	家具	家具原料 (製材)	製材	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層建築の非耐力間仕切り壁領域など、建築において木材製品が入り込める余地があることが指摘されている</li> <li>巨大な中国市場において、大きく普及し得る新製品の開拓から販路拡大を図ることの可能性が指摘されている</li> </ul>		
家具原料 (面材)		面材				
産業資材	土木用・工事用	製材・面材 (合板)				
	梱包・パレット	製材				
	その他	製材・面材				

\* 用途種別は、当法人にて木材製品の最終用途を大・中・小項目で区分・整理したもの

# 日本産木材製品の中国市場への参入には、GB規格の適合確認、現地パートナー企業との提携による企画・設計段階からの商流構築などが必要になります

## 輸出に向けた課題と対応策（案）

				輸出に向けた課題	対応策（案）
構造材 構造用途	住宅	ツーバイフォー住宅	ツーバイフォー材	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国では、GB規格に準拠した木材製品しか木造建築物の構造用製材としては使用できないが、JAS認証材がGB規格に準拠するかは明確に確認できていない</li> <li>GB規格に準拠した製品を輸出できたとしても、既に流通しているスプルースやショウジマツ*といった樹種との競争優位性をもつことが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>富裕層の別荘や企業におけるリゾートログハウス等の木造住宅ニーズに対応し、企画・設計段階から、日本産木材製品を活かした木造住宅を建築すべく、新たな商流を構築</li> </ul>
			面材	<ul style="list-style-type: none"> <li>GB規格への準拠の確認が必要であるという課題は、構造用面材も構造用製材と同様</li> <li>中国のツーバイフォー住宅用の構造用合板の規格（4×8）で生産する必要がある</li> <li>中国国内で競合製品が安価で出回っているため、価格競争力の確保が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4×8サイズの合板製造に対応した日本国内での供給体制構築</li> <li>JAS認証材でのGB規格の適合確認を取った後、日本産木材製品の価値を訴求した販売戦略の検討</li> </ul>
	非住宅	中高層木造建築物	CLT材等／面材	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本産木材が、設計段階において建築物の発注者や設計士に認知され、利用されていく必要がある</li> <li>構造用途だけでなく、間仕切り壁等、今後拡大し得る市場で新たなニーズに対応した製品の開発等も求められる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構造用途での利用促進のため、強度を裏付ける実験データの積み上げ等による信頼感の醸成</li> <li>新たな市場ニーズの発掘・開拓をすべく、新製品を開発</li> </ul>

\* ショウジマツとヨーロッパアカマツは学名同一

- 本報告書は、林野庁と当法人との間で締結された、令和7年3月17日付業務委託契約書に基づいて実施した「令和6年度林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち日本産木材製品プロモーション活動支援事業（輸出相手国の市場実態等調査）」について、調査結果をご報告するものであり、保証業務として実施したものではありません。内容の採否や使用方法については本報告書の読者自らの責任で判断を行うものとします。
- 本報告書に記載されている情報は、調査時点のものであり、公開情報を除き、林野庁又は調査対象者から提出を受けた資料、また、その内容についての質問を基礎としております。これら入手した情報自体の妥当性・正確性については、当法人側で責任を持ちません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲は  
こちらをご覧ください

<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>

MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS  
since 1845